

令和 8 年度第 4 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 8 年 7 月 9 日 (木) 13 時 30 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12 番	安部 寛			
会長職務代理者	13 番	山根 祐一	14 番	川村 忠幸	
委員	1 番	田中 孝幸	2 番	東田 輝正	
	3 番	明治 良一	4 番	岸本 慶子	
	5 番	衣笠 指図	6 番	横野 俊彦	
	7 番	大村 祥一朗	9 番	大谷 誠一	
	10 番	細田 邦男	11 番	山本 知司	

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	岸本 政明	横山 茂
	猪本 正己	佐藤 洋一
	藤田 榮一郎	中山 浩一
	山田 裕人	公賀 義高
	中嶋 美枝子	

4. 欠席委員 上田 正人 鎌谷 一也 保田 公範

5. 議事日程

- | | | | |
|-----|------------|--------------------------------|-----------|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | 2 番 東田 輝正 | 3 番 明治 良一 |
| 第 2 | 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について | |
| | 3 | 農地法施行規則第 29 条第 1 号該当転用届出書について | |
| | 4 | 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について | |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 共有者等を確認することができない農地の公示について | |
| 第 6 | その他 | | |

農業委員会事務局職員	事務局長	大石 博	係 長	尾崎 千穂
	主 事	藪田 龍哉		

6. 会議の概要

局長	開会(13時30分) 本日の欠席者は、上田正人委員、保田公範推進委員、鎌谷一也推進委員 3名です。 農業委員 出席者数 13名 農地利用最適化推進委員 出席者数 11名 八頭町農業委員会会議規則第6条に規定する定足数を満たしていますので、本会議は成立いたします。 それでは、令和8年度第4回八頭町農業委員会を開会いたします。 本日の議案について、大変申し訳ございませんが、議案訂正をお願いします。 議案第1号、受付番号6-1につきまして、現況地目、田となっているものを畑に訂正願います。 開会にあたり、会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ) 日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、2番 東田輝正委員、3番 明治良一委員 をお願いします。 次に日程第2、報告事項です。私からはありませんが、皆さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。
委員一同	(報告なし)
会長	無いようですので、事務局は報告をお願いします。
事務局	報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。 報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。 相続についての届出です。 今月は3件です。 記載事項が漏れなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。 報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。 3ページをご覧ください。 農地の貸借の合意解約です。 今月は3件です。 双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。 報告3 農地法施行規則第29条に基づく、2アール未満の転用届出を受理

	しましたので報告します。 5 ページをご覧ください。 今月は 1 件で農機具保管庫です。 本件は、耕作者自らが営農効率化のために行うものであり、設計図面により農業経営に直結する施設であることを確認しております。特例規定の要件を満たしていることから、受理いたしました。 報告 4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について受理しましたので報告します。 6 ページをご覧ください。2 件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。以上です。
会長	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長	続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 6-1 について、事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について。 受付番号 6-1 について説明します。 農地の所在は、郡家 地内の 畑 1 筆で 2.68 ㎡、売買による所有権移転です。譲渡人、譲受人とも八頭町内の個人です。 理由につきましては、申請地は隣接道路の整備に伴い発生した残地であり、現況として、隣接する譲受人の畑の一部となっています。譲渡人の後継者は県外在住であり、将来的に帰郷の予定がないため、「自身の代で農地を整理しておきたい」との意向があり、隣接する譲受人へ相談のうえ、売買に至ったものです。 農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件についてご説明します。 まず、全部効率利用要件については、譲受人は現在、自己所有農地において、水稻や柿などの果樹を栽培されており、申請地も引き続き畑の一部として一体的に利用される予定です。 通作については、自宅から 500m 程度と近接しており、問題ないと認められます。 次に、農作業従事要件については、譲受人本人が約 23 年、ご家族にも十分な農作業経験があり、問題ないと認められます。 最後に、地域との調和要件については、周辺は畑や道路に囲まれており、周辺地域への支障を生じるおそれはないものと認められます。以上です。
会長	この件につきましては、1 番 田中孝幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
田中委員	(事前調査結果報告)

	7 月 3 日に双方に電話し、事務局報告のとおりの内容を確認いたしました。内容について問題ないと思われます。
会長	受付番号 6-1 につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。受付番号 6-1 について、申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 7-2 について、事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 7-2 について説明します。 農地の所在は、日下部 地内の 畑 3 筆で合計 6,125 m²、売買による所有権移転です。譲渡人は八頭町内の個人、譲受人は県外の個人です。 理由につきましては、譲渡人は昨年、配偶者の逝去に伴い、本申請地を相続されましたが、後継者が不在のため、地元の農業者に耕作を委託されていました。「整備された柿畑をそのまま維持・活用してほしい」との意向から、地元の農業者に相談をされたところ、安部地区内で大規模に柿の栽培をされている譲受人の紹介を受け、この度売買の話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件についてご説明します。 まず、全部効率利用要件については、譲受人は現在、所有する農地で水稻や柿を栽培されており、この度の申請地も引き続き柿畑として利用される予定です。 通作については、譲受人は県外在住ですが、一年の大半は小別府の実家に滞在し、農作業に従事されております。実家から申請地までは概ね 2km と近接しており、問題ないと認められます。 次に、農作業従事要件については、譲受人本人が約 15 年程度の農作業従事経験があり、一緒に耕作をされているご家族も 5 年以上の農作業従事経験を有しており、認定農業者でもありますので、問題ないと認められます。 最後に、地域との調和要件については、周辺は田畑に囲まれており、周辺地域への支障を生じるおそれはないものと認められます。以上です。
会長	この件につきましては、2 番 東田輝正委員に事前調査をお願いいたしますので報告をお願いします。
東田委員	(事前調査結果報告) 7 月 2 日に双方に電話し、事務局報告のとおりの内容を確認いたしま

	した。内容について問題ないと思われます。
会長	受付番号 7-2 につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。受付番号 7-2 について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和 8 年 6 月 30 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号 81-1 から 87-7 について説明します。 この度は貸借のみです。 鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 24,725 ㎡(13 筆)を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 有限会社こおげ農業開発センターへ 10,426 ㎡(6 筆)農事組合法人八頭船岡農場へ 2,972 ㎡(1 筆)、[2 法人分合計:7 筆 13,398 ㎡]、その他 4 名の個人耕作者へ 11,327 ㎡(6 筆)を貸付けます。以上です。
会長	それでは審議を行います。整理番号 81-1 から 87-7 につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)

会長	賛成多数と認めます。整理番号 81-1 から 87-7 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第 5 議案第 3 号共有者等を確知することができない農地の公示について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをご覧ください。 議案第 3 号 共有者等を確知することができない農地の公示について説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 22 条第 3 項の規定に基づき、共有者等を確知することができない旨公示することについて採決を求めるものです。 整理番号 3-1 について説明します。 農地の所在は下津黒と別府地内の田 2 筆で合計 1,259 ㎡です。登記上の所有者は貸付人の伯父であり、昭和 29 年 5 月 1 日に逝去されています。この度、貸付人並びに借受人より貸借手続きについて相談があり、事務局で戸籍等により探索を行ったところ、探索の範囲である配偶者と 2 人の子は既に亡くなっていることが判明しました。これにより、貸付人以外の相続関係人が多くなることが予想され、過半の同意を得ることが困難であるため、公示を行うものです。以上です。
会長	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
会長	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。申請どおり公示を行うことに決定いたします。 続きまして、整理番号 4-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	整理番号 4-2 について説明します。 農地の所在は下野地内の田 1 筆の 550 ㎡です。登記上の所有者は貸付人の義理の伯父であり、昭和 56 年 11 月 10 日に逝去されています。この度、貸付人並びに借受人より貸借手続きについて相談があり、事務局で戸籍等により探索を行ったところ、当該名義人には配偶者及び子が存在しないことが判明いたしました。これにより、貸付人以外の相続関係人が多くなることが予想され、過半の同意を得ることが困難であるため、公示を行うものです。以上です。
会長	この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
会長	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
会長	賛成多数と認めます。申請どおり公示を行うことに決定いたします。以上で日程第 5 議案第 3 号 共有者を確知することができない農地の公示についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第 6 その他について、事務局より説明願います。
事務局	1. 新旧委員交流会について 2. 農地転用許可後の流れについて 3. 次回 8 月定例会 次回の農業委員会は 8 月 10 日(月)13 時 30 分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。よろしくお願いいたします。 また、農業委員会初総会を 7 月 21 日(火) 13 時 30 分から本会場にて開催いたします。推進委員委嘱式につきましては同日の 15 時からとしております。 閉会後は写真撮影を行いますので、予めご承知おきください。 以上です。
大谷委員	活動記録は何日まで記載し、何日に提出となるか。
事務局	活動記録は任期である 7 月 19 日まで記載をお願いし、提出は 7 月 31 日までに事務局へ提出願います。
井上推進委員	農地の賃借の場合に上限額などはあるか。
事務局	上限額はなく、双方の話し合いによります。
会長	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	(なし)
会長	無いようですので、以上で第 4 回農業委員会を終了します。
事務局	本日の会議は(1 時間 00 分)です。活動記録簿への記録をお願いします。
	閉会 (14 時 30 分)